



公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

■ P.2

公益通報者保護法の改正について

■ P.3

令和3年度 相談会事業実施報告

■ P.4

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより

公益通報者保護法の改正について

公益通報者保護法が改正され、令和4年6月1日に施行されました。これにより、公益法人を含む事業者において以下のような対応が必要となりますので、公益通報制度と改正法の概要について、お知らせします。

1. 公益通報制度とは

公益通報（※1）をした者の解雇の無効等や公益通報に関し事業者等がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るものです。

（※1）労働者等が、不正の目的でなく、労務提供先等について通報対象事実が生じ又は生じようとする旨を、事業者内部の通報窓口や行政機関等に通報すること。

ここでいう「通報対象事実」とは、刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法のほか、一般法人法・公益認定法等に規定する、犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実等をいいます。

2. 改正法による主な留意点

（1）体制の整備

① 事業者（※2）に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け

（※2）中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務

② 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け

（2）その他

① 保護される人について、労働者だけでなく、退職後1年以内の退職者や役員にまで拡大

② 保護される通報について、刑事罰の対象だけでなく、行政罰の対象を追加

詳細については、以下のHPをご確認ください。

●消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#012

令和3年度 相談会事業実施報告

～公益法人制度の普及促進のための相談会形式による広報業務～

<相談会事業 概要>

平成22年より、全国の公益法人及び公益認定申請を検討する一般法人を対象として、法人運営に係る支援や公益認定申請に係る手続等について、内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）が個別相談に応じる相談会を開催しています。



<令和3年度 相談会事業実績>

開催時期：令和3年10月～令和4年3月 9回開催

※新型コロナウイルス感染症の影響により、3回は中止

参加法人数及び開催回数：

245法人（公益法人210法人、一般法人35法人）

東京都 2回 73法人参加（公益法人62、一般法人11）

宮城県・大阪府 各1回 48法人参加（公益法人43、一般法人5）

オンライン5回 124法人参加（公益法人105、一般法人19）

相談員数：延べ68名が対応（実人数22名）

<相談内容の傾向>

公益法人からの相談内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公益目的事業が開催できないため、収支相償判定への対応など「財務・会計」「財務基準」がほぼ半数を占め、一般法人からは、移行法人の「公益目的支出計画の実施」が6割を占めています。

公益法人 483件（以下主なもの）

「iv 財務・会計」 150件 31.0%

「vi 公益法人の財務基準」 76件 15.7%
（うち収支相償51件）

「xi 公益法人の定期提出書類」 43件 8.9%

一般法人 61件（以下主なもの）

「x 公益目的支出計画の実施」 36件 59.0%

「vii 公益認定申請（事業について）」 7件 11.5%

「viii 公益認定申請（財務について）」 5件 8.2%



<令和4年度相談会予定>

令和4年度も、相談法人の事情に合わせて選択できるよう、オンライン・対面の両方の方式で実施します。

また、開催にあたっては、事例・実例などを用いて、より具体的な問題解消方法等をご説明していく予定です（例：剰余金等の発生の対処方法など）。

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。

6月下旬から7月上旬にかけて、8月分の予約を受け付けます。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9559

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分

■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日午前 9時～12時

午後13時～17時30分

■ 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています。今後の開催予定は下記のとおりです。 ※ 1法人につき1時間程度 《要事前申込》

・ 6月22日（水） オンライン第1回

・ 7月12日（火） 大阪第1回（大阪科学技術センター）

詳細は、公益法人informationトップページ → 「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 個別相談と併せて、初任者の方や制度の基本を再確認したい方を対象として、公益法人制度の基本事項、機関運営、財務基準及び業務運営に関して内閣府職員が説明する「テーマ別セミナー」については、開催を検討中です。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人 Facebook
内閣府公益法人 Twitter
内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Twitter, メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555